2017 年 4 月 1 日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料等の改定 ※2007 年 9 月 30 日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

2017年4月1日以降に適用する前納払込保険料及び配当利殖率について改定します。なお、前納払込保険料及び配当利殖率は、金利水準、金融情勢の変化及びその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

1 前納払込保険料

2017 年 4 月 1 日以降に保険料の前納払込みをしていただく場合の前納払込保険料について改定します。

月払保険料(窓口払込み)を10,000円とした場合の前納払込保険料の例は次のとおりです。

[月払保険料 10,000円]

前納払込年月数	改定後	改定前	増減率
3 月分	29, 400 円	29, 400 円	0.00%
6 月分	58, 500 円	58, 500 円	0.00%
1 年分	116, 500 円	116, 500 円	0.00%
2 年分	232, 900 円	232, 900 円	0.00%
5 年分	582, 100 円	582, 100 円	0.00%
10 年分	1, 164, 100 円	1, 159, 700 円	+ 0.38%
15 年分	1, 741, 900 円	1, 715, 000 円	+ 1.57%
20 年分	2, 304, 400 円	2, 227, 000 円	+ 3.48%

なお、1987 年 8 月 31 日以前にご加入いただいた保険契約 (年金保険契約を除きます。) については、変更はありません。

2 配当利殖率

2017年4月1日以降に適用する配当利殖率について次のとおり改定します。

	年ごとの効力発生応当日以前	年ごとの効力発生応当日後
配当利殖率	0. 10%	0. 01%

(注) 財形保険、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えます。